



マネーのミニレシピ Vol. 301 (2022 年秋号)

■変わった!!年金の受取り方とその有利不利・税金への影響■

年金の受取り方の改正が令和4年4月から始まっています。年金の受取り開始年齢は原則65歳です。その年金の受取り開始を早めたり、先延ばししたりすることなどに係る改正で、国民にとって有利なものとなっています。なかでも、年金の受取り開始を10年先延ばしすると、年金収入を1.84倍にすることができる点は注目を集めています。今号では年金の受取り方の違いによる有利不利や税金への影響を取り上げます。

内容

1. 選べる!年金の受給開始時期とそれによる年金増減額
2. 繰下げ受給の損益分岐点(65歳受取開始に追いつくのはいつ?)
3. 繰下げ受給の主な留意点
4. 要注意!!!特別支給の老齢厚生年金に繰下げの増額は無い
5. 繰下げ待機中にまとまったお金が必要なときの助け舟!一括受給とは
6. 一括受給・さかのぼって課税?延滞税?裁判の結果は?
7. 繰上げ受給の損益分岐点(65歳受取開始に追い抜かれるのはいつ?)
8. 繰上げ受給の主な留意点

1. 選べる!年金の受給開始時期とそれによる年金増減額

年金の受給開始年齢は原則として65歳です。しかし、年金を必要とする時期は、個々人の所得状況や老後の生活設計により異なります。そこで、年金の受給開始を60歳に早めたり、逆に66歳以降に先送りしたりすることができるようになっています。

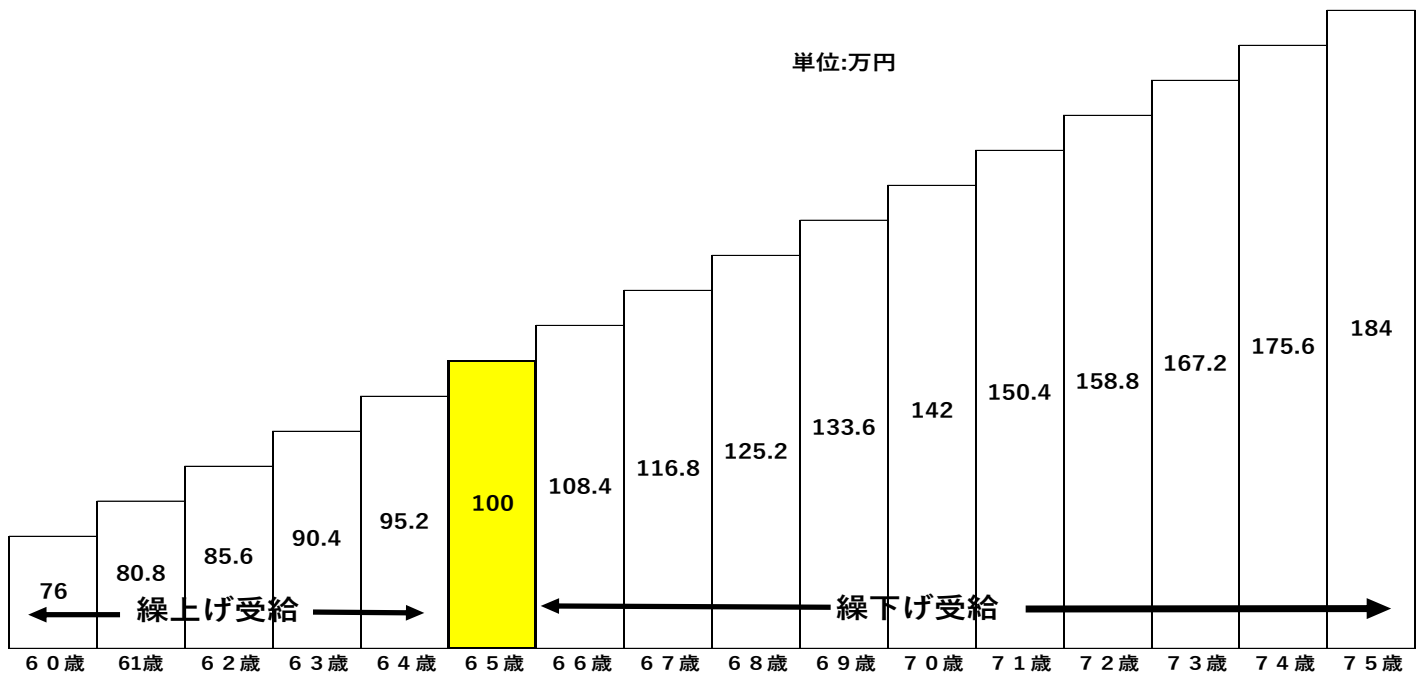
60歳~64歳までの間に早めに受給を開始することを繰上げ受給といいます。65歳から受給開始するより年金額が1か月あたり0.4%ずつ減額され最大24%の減額となります。改正前は0.5%(最大30%の減額)でしたので、減額率が緩和されたことで、早く受け取っても減る年金が少なくなりました。

一方、66歳以降に先送りして受給開始することを繰下げ受給といい、年金額が1か

月あたり0.7%ずつ増額します。従来、繰下げ期間は70歳が上限で最大42%の増額でしたが、改正により75歳まで延長され最大84%の増額となります。これらの増減額は生涯変わりません。例えば65歳で受け取る年金が100万円の場合の繰上げ受給または繰下げ受給をした場合のイメージが図表1です。

■ 図表1

65歳時の年金が100万円の場合の繰上げ・繰下げした場合の年金額のイメージ



.....

2. 繰下げ受給の損益分岐点(65歳受取開始に追いつくのはいつ?)

.....

①年金の額面(収入金額)ベースで考えると12年長生きすれば追いつく

この繰下げ制度は年金受給者にとってとても有利な制度です。ところが厚生労働省の公表データによりますと、基礎年金の繰下げ受給者は約5千人(2.6%)、厚生年金の繰下げ受給者は約2万6千人(1.6%)だそうです。やはり、65歳以降の安定収入としての年金の存在は大きいのでしょう。(一方、繰上げ受給者は約3万2千人(16.8%)です。)

ここでは、70歳の時に受給開始をする場合の損益分岐点(65歳受給開始に追いつき、追い抜く年齢)を考えてみましょう。本来であれば65歳~69歳まで受け取っていたで

あろう年金(例えば図表1の事例でいえば100万円×5年=500万円)を、70歳時点では受け取っていません。その代わりに70歳から生涯42%増額した金額(この事例では142万円)を受け取ることとなります。その結果、受け取る年金累計額は約12年後(約82歳)に、65歳で受取開始した人を追い抜きます(500万円÷42万円≒11.9年)。実はどのタイミングで繰下げ受給しても、受取開始後おおよそ12年で65歳受取開始を追い抜き、その後は長生きすればするほど有利となるのです。

②手取りベースで考えると15年長生きしなければ追いつかない

年金は額面(収入金額)通りに受け取れるわけではなく、そこからは所得税や住民税の税金、健康保険料や介護保険料の社会保険料が徴収されます。年金の額面が増えれば増えるほどこれらの負担が大きくなります。損益分岐点を考えるとき、額面金額ベースではなく、「手取り」ベースで考える方がより現実的です。

図表2は前野彩さんの「本気で家計を変えたいあなたへ(第5版)」の88頁の表をお借りしたものです。(最新版は2022年10月21日に出版されます)。

65歳時に受け取る年金が170万円の独身の人が、70歳、75歳まで繰下げたときの年金収入(額面)と手取りの表です。

■ 図表2 独身者が年金を繰下げたときの手取り

	65歳	70歳	75歳
年金収入(額面)	170万円	241万円	312万円
健康保険料	5.6万円	17.5万円	23.1万円
介護保険料	10.7万円	12.1万円	14.6万円
所得税	0	2.7万円	5.9万円
住民税	0.3万円	6.1万円	12.4万円
手取り	153.4万円	202.6万円	256.0万円
手取り割合	90%	84%	82%
額面ベースによる、65歳受給開始に追いつくまでの年数		12.0年	12.0年
手取りベースによる、65歳受給開始に追いつくまでの年数		15.6年	15.0年

出典:前野彩著「本気で家計を変えたいあなたへ p88」一部加工

図表2の事例では手取りで70歳受取開始が65歳受取開始に追いつくのは86歳、75歳受取開始が65歳受取開始に追いつくのはなんと約90歳です(額面ベースで考えた

ときは 70 歳受取開始で 82 歳、75 歳受取開始で 87 歳です)。手取りで考える場合、扶養親族の有無や自治体による社会保険料の負担の違いがありますが、「モト」をとれる年齢はおおむね 3~4 年、後にずれることとなります。

.....

3. 繰下げ受給の主な留意点

.....

・繰下げ受給で年金額が増加することにより、毎年の所得税や住民税、健康保険料や介護保険料、医療窓口負担が増加する可能性があります。

・繰下げ受給で年金額が増加することにより、夫の配偶者控除・配偶者特別控除の対象から外れたり、子の扶養控除の対象から外れたりする可能性があります。

・既に障害給付や遺族給付などの受給権がある人については、老齢年金を繰り下げて受け取ることはできません。

・妻(65 歳未満)を扶養している場合、厚生年金の繰下げ待機中は、加給年金は支給されません。ただし、繰下げ受給は基礎年金と厚生年金を別々に繰り下げることができますので、厚生年金を受給しつつ、基礎年金を繰下げの方法により加給年金を受け取れます。

・昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれの妻は加給年金受給後に妻自身の基礎年金に振替加算がつきますが、妻が基礎年金を繰下げると振替加算は受けられなくなります。この場合は、基礎年金を受給しつつ、厚生年金を繰下げの方法で振替加算を受け取れます。

・繰下げ待機中に亡くなった場合には、65 歳時点の年金額で一括して未支給年金として遺族が受け取ることができますが、5 年で時効となります。したがって繰下げ待機期間中で 70 歳以降に死亡した場合、遺族は 5 年超部分の未支給年金を受け取れません。

.....

4. 要注意!!!特別支給の老齢厚生年金に繰下げの増額は無い

.....

昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの男性や、昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれの女性で、一

定の要件を満たしている場合に 65 歳になるまでの間、「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができます。これは「特別支給の老齢厚生年金」については繰下げ受給することはできません。年金の請求をしないまま 5 年たちますと時効になって受け取ることができなくなりますので、留意しましょう。

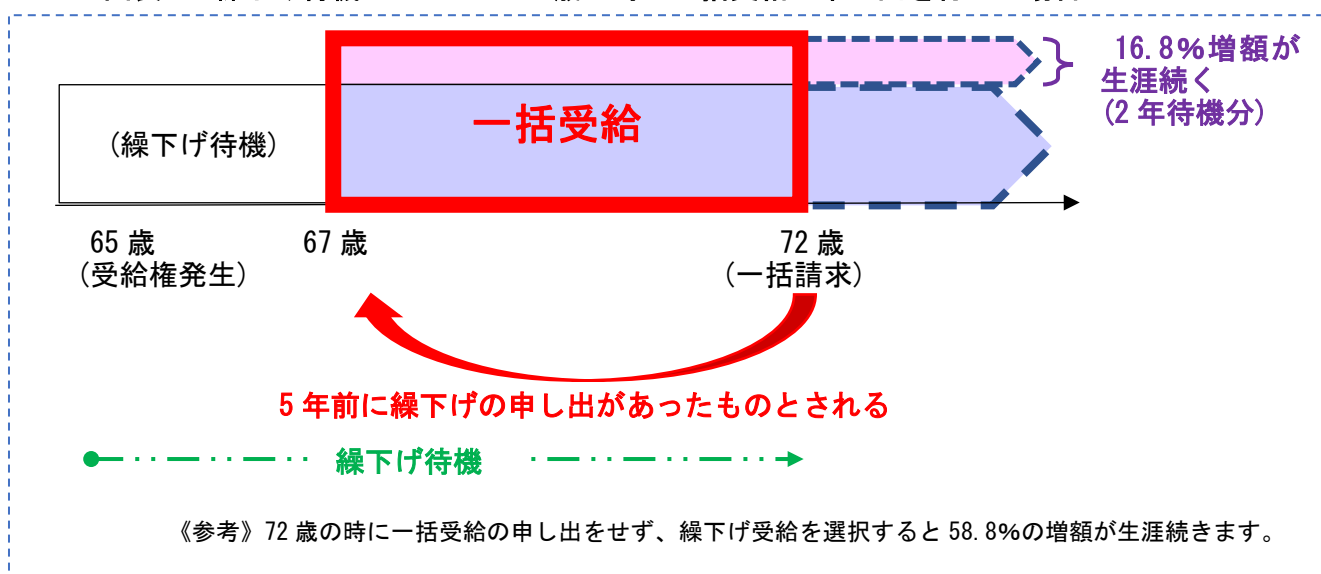
5. 繰下げ待機中にまとまったお金が必要なときの助け船！一括受給とは

繰下げ受給を予定していたとしても、まとまったお金が必要となることもあります。そのような場合、5 年前までさかのぼって一括して受給することができます（5 年より前の年金は時効により受け取れません）。

66 歳～69 歳までの間に一括受給した場合、請求時点までの老齢年金が一括で支払われるとともに、65 歳時の年金額（増額のない本来の年金額）を生涯受給することとなります。

70 歳～80 歳までの間の一括請求については、有利な改正が行われます（令和 5 年 4 月以後）。この場合、5 年前に繰下げ受給の申し出があったものとみなされ、5 年前の時点の増額した金額で計算した年金を 5 年分一括受給できるうえに、増額した年金額を生涯受け取れます（図表 3）。

■ 図表 3 繰下げ待機していたが 72 歳の時に一括受給の申し出を行った場合



出所：厚生労働省年金局・国民年金法改正の参考資料集を一部加工

.....

6. 一括受給・さかのぼって課税？延滞税？裁判の結果は？

.....

一括受給した過去分の年金は、受け取った年の所得になるわけではありません。本来受け取るべきであった過去のそれぞれの年の所得に振り分けられます。その結果、過去の各年の所得税や住民税、国民健康保険や介護保険の保険料の追納が発生し、延滞税や延滞金を請求される可能性があります。

一括受給をして、過去の年分の所得税に延滞税が課されたことを不服として、取り消しを求めた裁判がありました。納税者は負けてしまいました(札幌地裁)。

納税者は、「一括受給をして受け取った年の所得とすべきで、延滞税は課されるべきではない」と主張しましたが、判決は、「実際に受け取った年に課税することとすれば、納税者が受取時期を有利に選択することができてしまい、課税の公平に反する。本来受け取るべきであった年の課税対象とすべき」というものでした。

配偶者控除・配偶者特別控除の対象としていた妻が、過去にさかのぼって年金を受け取ることもあります。過去の各年の妻の所得が増えたため、配偶者控除・配偶者特別控除の対象から外れてしまい、夫の過去の年分の所得税等について追徴されたことを不服として裁判がありました。これも納税者は負けています(仙台高裁・山形地裁)。

.....

7. 繰上げ受給の損益分岐点(65歳受取開始に追い抜かれるのはいつ?)

.....

例えば、60歳のときに繰上げ受給するケースを考えてみます。65歳までに5年分の年金をすでに受け取っています(例えば図表1の事例であれば76万円×5年=380万円)。しかし、繰上げ受給による減額が一生続きます。そのため、60歳時に繰上げ受給した場合、受取年金累計額はおよそ80歳の時に65歳受給開始の人に追い抜かれます(380万円÷24万円+65歳≒80.8歳)。結論は、どのタイミングの繰上げ受給であっても、受取開始後およそ20年経過すると、受取年金累計額は65歳受給開始に追い抜かれます。

では、手取りベースではどうなるのでしょうか？

繰上げ受給をすると年金の額面は減少しますが、社会保険料の負担も減少し、場合に

よっては税金がかからなくなるという可能性も出てきます。繰上げ受給の場合、額面と手取りの差が小さくなります。受取年金累計額が 65 歳受給開始に追い抜かれるのは、額面ベースの計算よりも 1~2 年、うしろにずれこむこととなります。

.....

8. 繰上げ受給の主な留意点

.....

- ・繰上げ受給は、基礎年金と厚生年金は同時に繰上げ受給の請求をする必要があります。
- ・いったん繰上げ受給を選択すると、あとから繰下げに変更することはできません。
- ・繰上げ受給開始後は、事後重症の障害年金を受け取ることはできません。
- ・国民年金保険料の納付が 40 年間に満たない場合に、60 歳以降も保険料を支払って年金を増やす方法(任意加入)がありますが、繰上げ受給をするとこの任意加入ができません。

年金制度は何度か改正されており、生まれた年や年金加入歴により取り扱いが異なりますし、夫婦の年金受給方法にも様々な選択肢があります。また、今回お伝えした典型パターン以外にも、60 歳以降も在職している方や、遺族年金を受け取る方など年金制度は一人一人異なると言って過言ではありません。

いったん決めた受け取り方による年金収入が一生続きます。決断するときは、年金事務所や社会保険労務士、年金制度に詳しいファイナンシャルプランナー等の専門家に相談することをお勧めします。

=====

■□■2022 年秋号のマネーのミニレシピはいかがでしたか？

ご感想等このメールにご返信下さるととても嬉しく思います■□■

=====

本メールの内容の複製・転載、および本メールの転送を禁じます。
著作権は FP オフィス will 代表前野彩と備順子税理士に帰属します。

発行者 : 株式会社 Gras ・ FP オフィス will

: 前野彩 <http://fp-will.jp/>

: 備順子税理士事務所 <http://yarerunda.jp/>

=====